

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 優先交渉権者選定基準 (平成 28 年 8 月 5 日改訂版) 新旧対照表

頁	章	節	細節	項目名	優先交渉権者選定基準 (改訂前)	優先交渉権者選定基準(平成 28 年 8 月 5 日改訂版) (改訂後)																		
7	別表 1			別表 1 2 改築に関する項目 (2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>① 時期汚泥焼却設備またはそれに代わる設備</td> <td>① 安定的で持続可能なシステムと認められる提案となっているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 不測の事態における対処方法、休止中の運用方法及び運用実績</td> <td>② 焼却炉もしくは、それに代わる施設は、二酸化炭素排出量の抑制に繋がっているか。</td> <td></td> </tr> </table>	(2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術		20	① 時期汚泥焼却設備またはそれに代わる設備	① 安定的で持続可能なシステムと認められる提案となっているか。		② 不測の事態における対処方法、休止中の運用方法及び運用実績	② 焼却炉もしくは、それに代わる施設は、二酸化炭素排出量の抑制に繋がっているか。		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>① <del>次期</del>汚泥焼却設備またはそれに代わる設備</td> <td>① <del>焼却炉もしくは、それに代わる施設は、二酸化炭素排出量の抑制に繋がっているか。</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 不測の事態における対処方法、休止中の運用方法及び運用実績</td> <td>② <del>安定的で持続可能なシステムと認められる提案となっているか。</del></td> <td></td> </tr> </table>	(2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術		20	① <del>次期</del> 汚泥焼却設備またはそれに代わる設備	① <del>焼却炉もしくは、それに代わる施設は、二酸化炭素排出量の抑制に繋がっているか。</del>		② 不測の事態における対処方法、休止中の運用方法及び運用実績	② <del>安定的で持続可能なシステムと認められる提案となっているか。</del>	
(2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術		20																						
① 時期汚泥焼却設備またはそれに代わる設備	① 安定的で持続可能なシステムと認められる提案となっているか。																							
② 不測の事態における対処方法、休止中の運用方法及び運用実績	② 焼却炉もしくは、それに代わる施設は、二酸化炭素排出量の抑制に繋がっているか。																							
(2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術		20																						
① <del>次期</del> 汚泥焼却設備またはそれに代わる設備	① <del>焼却炉もしくは、それに代わる施設は、二酸化炭素排出量の抑制に繋がっているか。</del>																							
② 不測の事態における対処方法、休止中の運用方法及び運用実績	② <del>安定的で持続可能なシステムと認められる提案となっているか。</del>																							

※本新旧対照表と、優先交渉権者選定基準及び優先交渉権者選定基準 (平成 28 年 8 月 5 日改訂版)に相違があった場合は、優先交渉権者選定基準及び優先交渉権者選定基準 (平成 28 年 8 月 5 日改訂版)に表す内容を正しいものとする。